

予防接種のお知らせ

麻しん風しんの定期予防接種はお済みですか？

麻しんウイルス、および風しんウイルスは、感染力が強く、一番の予防方法は、ワクチンの接種を受け、免疫を獲得することです。麻しんウイルスに感染すると、38～39度程度の発熱があるほか、全身に皮疹が出ます。また、罹患後に根本的な治療法が確立されておらず、予後が極めて不良である「亜急性硬化性全脳炎」を発症することがあります。

風しんウイルスに感染すると、発熱、リンパ節の腫れのほか、脳炎や肝炎などの重篤な合併症を引き起こす場合があります。

対象のお子さんには、必ず接種を受けさせるようにしましょう。

接種期間について

□第1期…1歳の誕生日から2歳の誕生日の前日までの間に接種を受けさせてください。

□第2期…令和3年4月1日時点で6歳のお子さんに令和3年3月31日までに接種を受けさせてください。

※接種期間を過ぎると、全額自己負担になります。

■風しん予防接種費を助成しています

将来産まれてくる赤ちゃんの「先天性風しん症候群」を予防するための風しん、または麻しん風しん混合ワクチン予防接種の接種費用の一部を助成しています。

対象 次の①、②の両方を満たす方

①接種日において、加東市に住民登録があること

②風しん抗体検査の結果が次の[A]～[D]のいずれかに該当すること

[A]HI法でHI価16倍以下の方

[B]EIA法で陰性、判定保留、EIA価8.0未満、または国際単位30IU/ml未満の方

[C]LTI法で陰性、判定保留、または国際単位30IU/ml未満の方

[D]ELFA法、CLEIA法で陰性、判定保留、または国際単位45IU/ml未満の方

※風しん抗体検査の結果票に[A]～[D]のいずれかが記載されています。

※対象となる方は、①検査結果票、②印鑑(スタンプ印不可)、③通帳、またはキャッシュカードなど口座が分かるものを持参のうえ、健康課にお越しください。

■次の[A]、[B]のいずれかに該当する方は、助成の対象外です。

[A]過去にこの助成を受けたこと

[B]昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に出生した男性で、風しん抗体検査の結果が国基準に該当すること

※妊娠している方、または妊娠している可能性がある方は、接種を受けることができません。

※予防接種後2か月間は、避妊が必要です。

☎健康福祉部健康課(庁舎2階) 担当:小谷拓海 ☎43-0435

水道料金の基本料金 ※2か月分

表①

口径	基本料金（消費税込）	
	基本水量	料金
20mm以下	10 m ³ 以下	1,980円
25mm	60 m ³ 以下	14,036円
30mm	100 m ³ 以下	25,630円
40mm	140 m ³ 以下	39,314円
50mm	200 m ³ 以下	59,906円
75mm	600 m ³ 以下	187,220円
100mm	1,000m ³ 以下	318,274円
150mm	2,000m ³ 以下	636,548円

表②

使用水量のお知らせ
本額でのお支払はできません

給水先住所
使用者番号
口径
メーター番号

検針日

今回指示数
前回指示数(-)
旧メーター使用水量(+)
今回使用水量
(参考使用水量) 前回
水道料金
下水道使用料
請求予定額

m³

m³

m³

m³

m³

円

円

円

上記金額には消費税が含まれています。
口座振替の方は、振替の予定です。
クレジットカード納付の方は、カード会社からの引落明細書をご確認ください。
現金納付の方は、後日、納入通知書を送付します。
検針員

前回分口座振替済領収書

振替日

水道使用量
下水使用量
水道料金
下水道使用料
振替金額

m³

m³

円

円

円

上記金額には消費税が含まれています。
上記金額をご指定の口座から振替領収いたしました。
加東市長

お知らせ欄

○裏面もぜひご覧ください。
加東市上下水道部管理課
(お問い合わせ先) 水道お客さまセンター
電話 0795-43-0538/0539
再生紙を使用しています。

水道料金の減免について

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による経済的負担を軽減するために実施している「水道料金減免」について、よくお問い合わせいただく内容をお知らせします。

Q 検針票の請求予定額に水道料金が含まれていますが、水道料金は減免されていますか？

A 検針票の請求予定額には、実際の使用水量で算出した減免前の水道料金を記載しており、減免期間中（6月～11月請求分）は記載の金額から、減免します。

なお、減免の基準は次のとおりです。
一般家庭・市内在住の個人事業者…水道料金の全額を免除
上記以外の事業者…水道料金のうち、基本料金を免除
※2か月分の基本料金は、表①でご確認ください。

Q 減免後の水道料金はどのようにして確認できますか？

A お支払い方法によって確認方法が異なります。

①口座振替の場合

次回の検針票に記載する表②の紫で囲っている「前回分口座振替済領収書」欄に記載の振替金額で確認できます。

②納付書の場合

検針後にお送りする納付書の請求額で確認できます。

③クレジットカード決済の場合

クレジットカード会社から通知される利用明細書の領収金額で確認できます。

Q あらかじめ減免金額を確認することはできますか？

A 口座振替前や納付書発送前の減免金額は、水道お客さまセンターで確認いただけます。また、お申し出により、水道料金の減免後の金額を記載した「お知らせハガキ」をお送りすることも可能です。減免期間中のみの通知も可能です。

☎水道お客さまセンター（庁舎3階） ☎43-0538

5

4